

令和7年6月30日

保護者 各位

学校法人 加寿美学園
熊本中央高等学校
校長 塩田 顕一郎
(公印省略)

令和7年7月からの

高等学校等就学支援金オンライン申請手続きについて

初夏の候、ますますご健勝のことと拝察いたします。平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、ご連絡いたします。

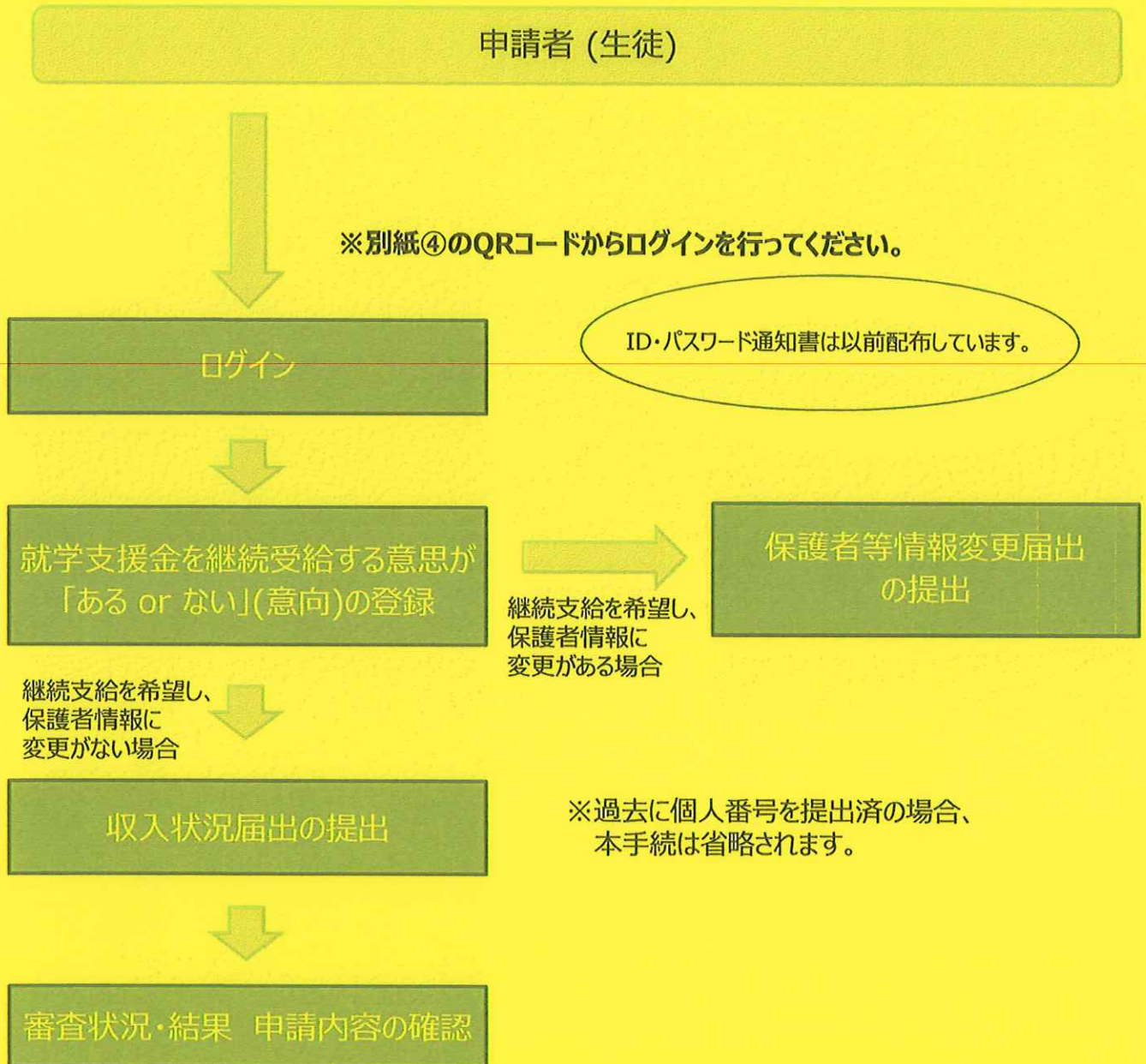
- ① オンライン申請を行っている方は、「継続届出」を行ってください。(別紙①を参照)
- ② オンライン申請を行っていない方は、「新規申請」を行ってください。(別紙②を参照)
- ③ ①・②の申請を行った方は、「臨時支援金」の申請を行ってください。(別紙③を参照)
※「臨時支援金」は、所得制限(910万以上)が対象となりますが全員「意向登録」が必要となります。
- ④ 不備があった場合は、課税証明書等をご提出していただく事がありますので
ご了承ください。
- ⑤ 「ID・パスワード」を紛失された方は、学校へご連絡ください。
- ⑥ 申請で分からない場合は、相談窓口へお電話をお願いいたします。(別紙④を参照)
- ⑦ 申請時期：令和7年7月1日(火)～令和7年7月13日(日)
- ⑧ オンライン申請結果が10月以降になるため、7月～9月分の引落額は、6月時の就学支援金額を充当させていただきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

お問合せ：熊本中央高等学校 担当 中原 096-354-2333 (8:30～17:00)

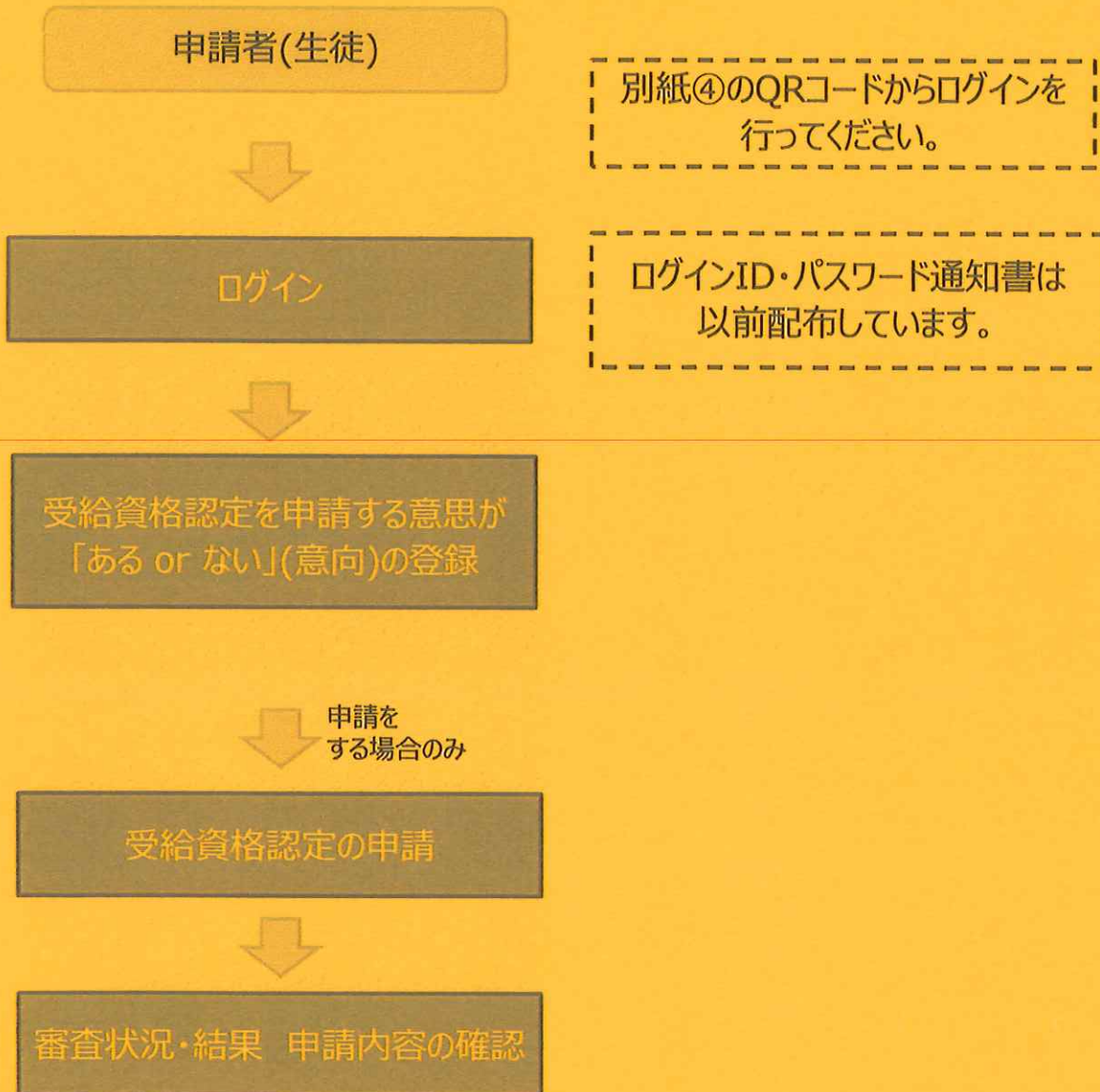
e-Shienを利用した収入状況届出の主な流れは以下となります。

収入状況の届出(毎年7月頃)



e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。

受給資格認定の申請

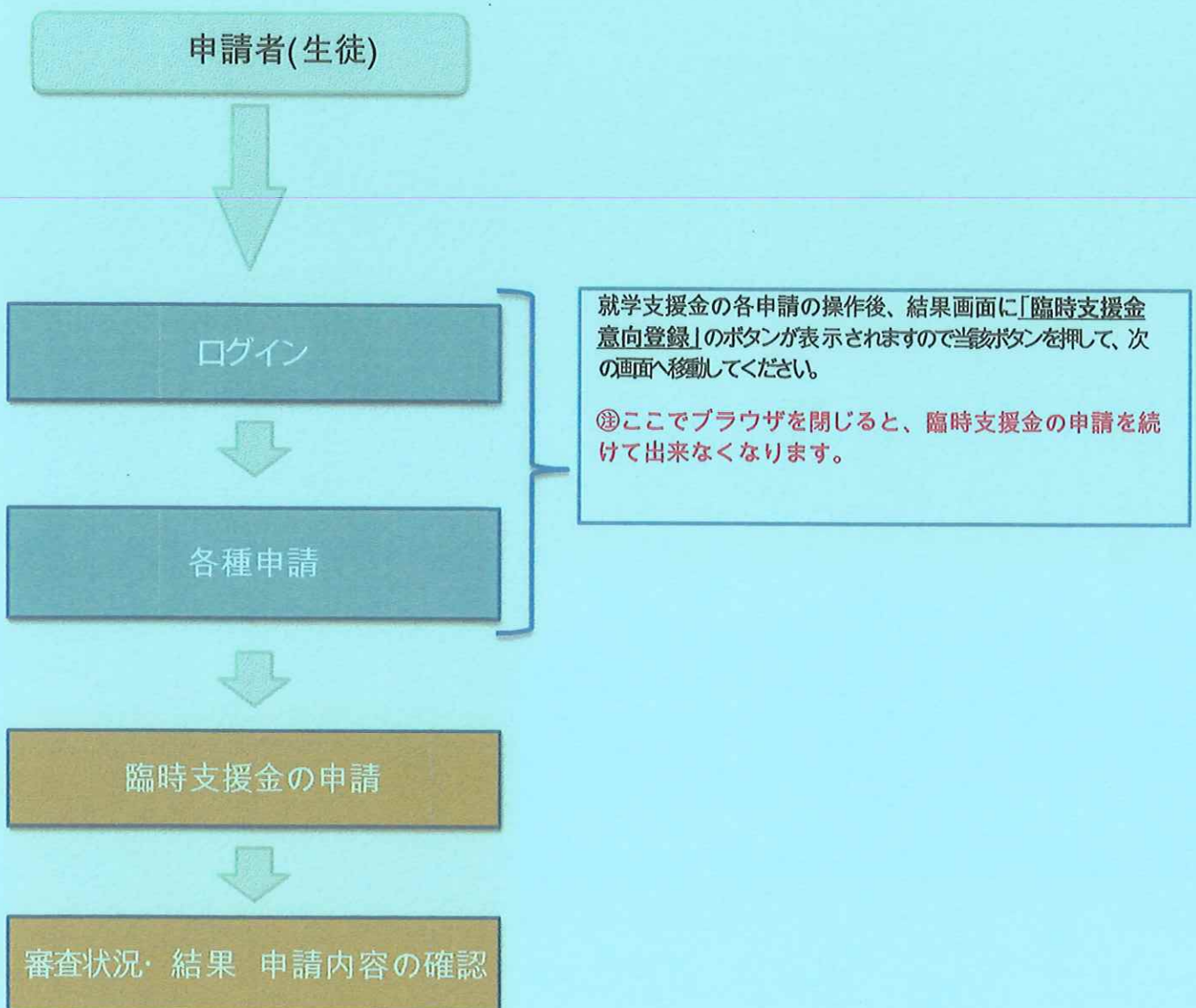


就学支援金は、実施主体である国が支給に係る事務は法定受託事務として各都道府県において行われているものですが、臨時支援金は、各都道府県の予算事業として行われるものであり、それぞれ実施主体が異なります。

このため、就学支援金と臨時支援金それぞれで申請手続きが必要になるとともに、臨時支援金は、就学支援金の認定状況を踏まえ審査するため、必ず就学支援金の認定手続きが完了してから、臨時支援金の申請を行ってください。

なお、臨時支援金の申請においては、e-Shienを活用することとし、e-Shienを利用した臨時支援金申請の流れは以下となります。

臨時支援金の申請 (令和7年度のみ実施)



～私立学校の生徒の皆様へ～ 就学支援金の申請は、 スマホ・パソコンで完結します！

高等学校等就学支援金を受給するためには、入学後に受給資格認定申請を、毎年7月に収入状況届が必要です。お持ちのスマートフォンやパソコンから自己情報を登録してください。
※申請は学校から案内が届いてから行ってください。

【申請に必要なもの】

- ・スマートフォンまたはパソコン
- ・学校から配布されたID・パスワード
※紛失された場合は学校へお問合せください。ヘルプデスクでは回答できかねます。
- ・個人番号が分かる書類
(マイナンバーカード・通知カード・住民票等)

e-Shienログインページ

<https://www.e-shien.mext.go.jp>



学校から配布されたID・パスワードでログインしてください。
※紛失時は学校へ連絡を！

申請方法はここから確認

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/11/167524.html>



- ・申請者向けマニュアル
- ・よくあるFAQ
- ・オンライン申請の説明動画

ログインが
できない

オンライン申請に困ったら！

入力方法が
分からない

高等学校等就学支援金オンライン申請相談窓口を設置していますので、お気軽にお電話ください。

電話番号：0120-686-264（無料）

開設時間： 4・7月 9時～21時（土日祝含む）

5・6・8・9月 9時～18時（平日のみ）

※当窓口では、申請状況や審査結果等のお尋ねには対応できかねますので、在籍されている学校へお問い合わせください。